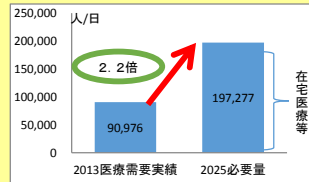


自立支援・重度化防止等に向けた介護支援専門員研修事業

現状・課題

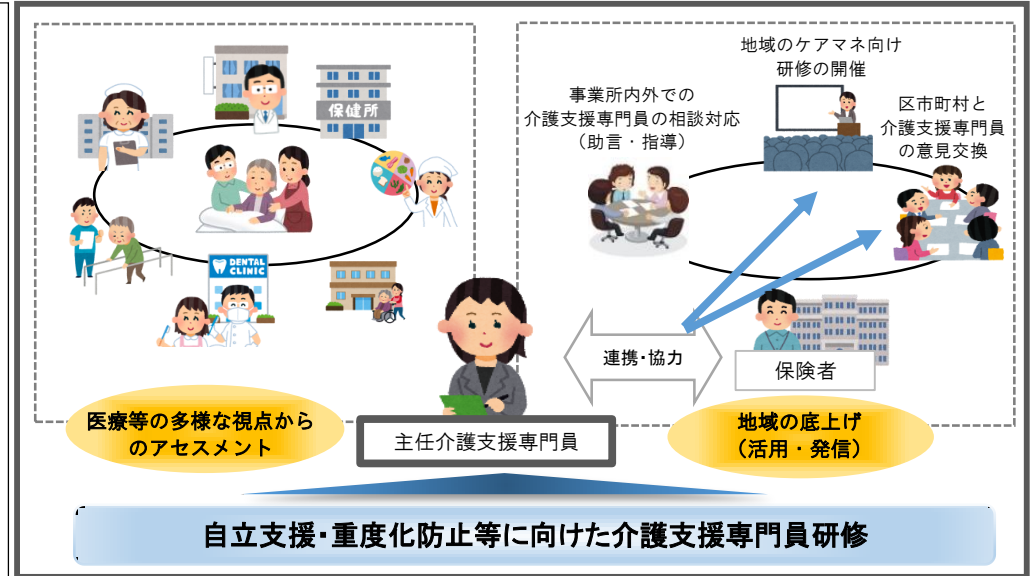
【介護支援専門員】

- 東京都地域医療構想が平成28年度に策定
- 平成37年の在宅医療等（現在の病院診療所以外の場において提供される医療）の必要量は2.2倍になる見込み
- ⇒今後さらに、在宅等で医療を必要とする高齢者が増加するため、対応できる介護支援専門員を育成していく必要がある。



【区市町村・東京都】

- 保険者機能の強化という観点から区市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的とし、平成30年度より居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村に移譲された。都道府県は、区市町村の支援が求められる。
- 国の第7期計画基本指針において、国又は都道府県の支援のもと、区市町村が主体となって在宅医療の実施に係る体制整備や医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図ることの重要性が明記された。
- 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進について、法律改正により制度化された。都道府県は研修等を通じて区市町村の支援が求められる。



研修事業概要

目的

医療等の多様な視点からのアセスメント及びサービス提供を展開するための実践的な知識・技術の修得を図ることにより、高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止及び在宅療養に係る推進役として活躍できる人材を育成する。

対象者

- ①区市町村が推薦する主任介護支援専門員であり、研修修了後に区市町村が実施する高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止及び在宅療養の推進に資する事業（研修等）に協力する者（30年度～32年度で1,645人）
- ②区市町村職員（保険者と主任介護支援専門員が共通認識のもと、自立支援・重度化防止及び在宅療養の推進に取組む必要があるため、区市町村職員も対象とする）（毎年度1区市町村2人程度（32年度まで））

研修内容

- 具体的なカリキュラムは検討委員会で検討する。
- ・高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止に資する視点の共有
 - ・介護保険制度改正の概要及びその背景、ケアマネジメントに関する基本方針
 - ・ケアマネジメントにおける医療職の活用方法と実践例
 - ・地域課題の把握と解決に向けた行政職との協働に対する検討
 - ・スーパービジョンのケアマネジメントの領域への応用

研修修了後の活用・発信

- ①区市町村等と連携し、高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止及び在宅療養の推進に資する研修の開催や、地域の介護支援専門員への助言・指導など、地域の人材育成の役割を果たす。
- ②区市町村は、介護支援専門員が社会資源の提案等を行いやすくするため、地域包括支援センター職員等も含めた意見交換の場を設定し、第8期区市町村介護保険計画へ意見を反映させるなどする。

スケジュール（予定）

		30年度		31年度		32年度	
検討委員会	回数	カリキュラム検討 (8回)		評価・改善 (4回)		評価・改善 (1回)	
	研修						
研修	回数		第1回	第1回	第2回	第1回	第2回
	ケアマネ		(329人)	(329人)	(329人)	(329人)	(329人)
	区市町村		(124人)	(62人)	(62人)	(62人)	(62人)